## リハビリテーション加算に係る届出書(生活介護)

事業所・施設の名称			佐世保事業所				
	異動区分						
算定要件						確認欄	
1	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ご とのリハビリテーション実施計画を作成している。					✓	
		療法士、作業療法士、記に、リハビリテーション	者のリハビリテーションに必言語聴覚士、その他の職種の いに関する課題の把握(アセンカンファレンスを行ってし	者(関 :スメン	関連スタップ ノト)と評価	7)が暫定的 まを行い、その	<b>~</b>
		リハビリテーション実施計画原案は、利用者、家族に説明し、その同意を得ている。					✓
		リハビリテーション実施計画原案に基づき、リハビリテーションやケアを実施し、 概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成している。				✓	
		リハビリテーション実施	施計画は、利用者、家族に認	明し、	その同意を	そ得ている。	✓
2	利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録している。						✓
3	利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している。						✓
4	指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行うと師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職権者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の報を伝達している。					の他の職種の	V
5	相談に	談支援事業者を通じて、	ては、指定生活介護事業所等 指定居宅介護サービスその ビリテーションの観点から る。	他の指	定障害福祉	サービス事業	V

- 注1 事業所の種別に応じて、「指定に係る記載事項」(付表)、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び組織体制図を添付すること。
- 注2 資格を証する書類の写しを添付すること。
- 注3 「リハビリテーション実施計画の作成に関わる者」等に変動が生じた場合は、本様式により速 やかに届け出ること。
- 注4 加算を算定できなくなったときは、「介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に 関する届出書」により届け出ること。